

その案に同意しました。

ところが、夜中の12時まで村長の回答を待ちましたが、約束は本コとなりました。結果的に、村長の「約束を守らない」「誤りを認めない」「責任を明らかにしない」ことに全ての原因があり、それを6人の議員が、法律や規則を無視してまで守ろうとする繰り返しに終始しました。

平成23年度予算についての方針は？

当初予算は、3月定例議会で原案通り可決されました。

概要は、一般会計が総額3億3,958万円で、税収は、2億7,529万円、基金(預金)の取り崩しが7億8,884万円、山中小学校体育館建替え等の国や県からの交付金が4億4,335万円です。

さて、問題の歳出予算ですが、樋口は、当初予算案には反対しました。その主な理由を議場で述べた反対討論を基に以下に示します。

総体的に、今年も前年どおり、例年の各予算を積み上げたものに過ぎない。

平成22年度までの事業の成果や住民の満足度について、十分な検証がなされていない。

交流、コトを見てみると、施設の維持管理予算が1億円超であるのに、収入見込み予算は、たまた1,100万円と、相変わらず費用対効果を無視したものである。

1億円の内訳は、職員の人件費と施設の維持管理費で、管理委託業者は、これまで全て村外業者であり、資金循環による村民還元もなく、目玉イベントもない。

観光施設特別会計を見ると、本来、村内観光施設からの事業収入をもつてまかなうべき「特別会計」で、温泉や花の都の観光施設による入場料収入約3億円が、村の収入に計上されていない。

なんと全て村長が社長である観光振興公社の収入にしている。一方、観光施設特別会計の歳出額1億

3,200万円は、「繰入金」として全額一般会計からの負担であり、しかも、施設の土地代や施設建設費の償還、施設の修理費や維持費、消耗品費等は、全て税金による村民負担である。(おかしいと思いませんか?)

特に許しがたいのは、温泉の宅配用タンクローリーの買い替えに1,700万円が計上されているが、そのタンクローリーによる宅配収入の約800万円は、全て観光振興公社の収入になる。(これも、村民はだましているのですか?)

その他にも、「委託料」に名を借りた総額8,100万円以上の資金流入や、正当な名目のない2,400万円もの「委託金」は、まさに利益供与、あるいは損出補填であり、公金の違法・不当な支出予算である。

しかも、この多額の税金を受ける観光振興公社の社長が、税金を交付する本人の村長という事実。

つまり、税金の出し手と受け手が同じ村長であるという、極めて恣意的で利権的経営形態は、村長並びに村長を取り巻く議員関係の利権の温床とまで言われており、その不透明な経営体質は、現在も全く改善されていない。

この件に対する根本的解決案を、予算特別委員会で提案してある。

観光協会への補助金についても、会員からの会費総収入が500万円であるのに、会費総収入を上回る800万円もの運営補助金を計上し、さらに1,400万円の特別補助金が計上されている。

そもそも、当該補助金の効果や成果に対して、客観的で公正な検証がなされておらず、しかも、村長は、観光協会の過去の1,000万円の裏帳簿や隠し口座による不正経理を承知しながら、現在も放置したままである。従って、村の「補助金等交付規則」に違反した補助金交付を漫然と続けているのです。

つまり、これもまた、村当局と協会との癒着が、全く改善されていない予算案と

言うべきものである。

本来、観光等の活性化には、政策も予算も二元的かつ戦略的集中が必要であり、村側にその集約した本部体制を設けよとの具体的提案についても、特別委員会で述べてある。

更に指摘しなければならないのは、当初予算には、村民の暮らしの向上や、観光の活性化、さらに地域活性化につながる事業も予算も、全く見出すことができず、村民に希望を与えるような予算案だとは、到底いえない。

また、3月11日に発生した東日本大震災の地震と津波、それに原発事故による大災害は、おそらく2万人を越す死亡者と30万人を越す被災民、避難民を生んで

今回の深刻な事態は、本村にとっても、富士山噴火と東海地震や、南関東直下型地震等の発生確率から、全く他人事ではなく、まさに明日は我が身、次は我が身の重大問題が突き付けられている。

従って、これまで度々提言してきたが、本村のこれまでの地域防体制に対する根本

の見直しと、確実な防災体制に関するハード面とソフト面の確立が、現実的急務である。

ところが、当初予算案を見ると、これら地域防災体制の充実については、政策も予算も、全く盛り込まれておらず、村長や防災担当者の驚くべき危機意識の欠如を露呈している。

毎度申し上げているが、地方自治法第2条第14項には、地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と明記されている。

そうであれば、以上述べたとおり、本当初予算は、莫大な違法・不当な予算案であると同時に、安心安全の住民福祉政策の欠如であり、この条文に反した予算である。

これらの事実は、血税を納める善良な村民を裏切るものであり、従って、納税者である村民の代表議員として、本予算案は、到底認められるものではない。

今まで述べた違法性や不当性の理由だ

活力ある議会改革への夜明け

改革されたという点は？

多くの村民の署名請願による、議会の「テレビ放映」については、まず、平成21年の6月に羽田功議員と河内武雄議員が地方自治法92条2の兼業禁止規定違反で失職中に、後に知事が取消し、それまで非公開であった全員協議会を正式な「協議の場」として、原則公開とするため会議規則の変更をしました。(県内でもあまり例が無かった。)

さらに、本会議場は勿論、全員協議会も全てテレビ収録をカメランのボランティアにより開始し、CATVなどでの放送の準備もしました。ところが、二人の議員が復職してから、テレビ収録に難癖を付けたり、

正式予算付けを引き伸ばしたり、その後

や、実際の収録およびDVD化は着実に進んでおり、あと二歩で議場や会議の様相を「家庭でご覧いただけます。」

今後、議会はどのような？

議会は、意見や考え方の違う村民を代表した12人が、大いに議論して合意形成をする機関です。また、村長から提出された予算や政策の調査、審議、執行の過程や結果についてのチェックをする機関でもあります。従って、常に村長とは適切な距離を保つことが重要であり、はじめから「賛成」という姿勢は、むしろ議会や議員の役割に反しています。

だから、議員は常に「村民にとってはおかしく」という基本姿勢が大切だと思えます。そういう議員が増えることにより、初めて議会の役割が発揮され、山中湖村の

けでなく、国難とも言うべき大震災、原発大事故による超深刻な現実と、中・長期的な社会構造の大変革を想定すれば、数ヶ月前に描いた、平成23年度の本村の姿や観光客の動向等の予測は、全く通用しなくなりました。

つまり、当初予算案は、既に現実的变化に適合しない予算案であり、東日本大震災の国家的大復興計画に連動した事業の計画を加えるべきだ。

従って、当面は暫定予算とし、改めて非効率で不当な事業等に対する、公平な事業仕分を行い、住民の生活の向上を第一にした、地域の活性化策を再検討すべきである。

そして、子々孫々にわたり安心して暮らせる、高度防災対策の充実した山中湖村の建設を目指す、新たな政策予算の組み換えを要求し、平成23年度当初予算に対する、反対討論とする。



住民自治が大きく成長します。そして、村民の暮らしや村の将来に明るい希望が生まれるのです。

事実、噂を確認するために山中湖村を取材した某記者から、「山中湖村は、改革の夜明け前という印象です」と言われたことがありますが、議員活動8年を振り返れば樋口も同じ思いです。報道を見て絶望されている村民もあるかも知れませんが、「夜明け前の闇」と言う言葉があるように、今は改革への反動期だと思えます。皆さんが力を結集すれば、必ず夜明けが訪れると信じます。

そのためには、「なぜ」つらくなっているのか? を、とっつきっかり考え続けてください。